文書指示の内容

〇社会福祉施設

番号	施設種別	実施年月日	指摘内容	改善区分
身体的拘束等適正化の取組が不十分【３】				
1	障害者支援施設	R5.9.27	やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等を記録を整備し、５年間保存すること。	改善済
2	障害者支援施設	R5.9.27	身体拘束等を行う可能性がある場合は、管理者、サービス管理責任者、虐待防止に関する責任者等支援方針に権限を持つ職員が出席した会議（身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会）で組織として決定を行った上で、個別支援計画へ記載すること。	改善済
3	障害者支援施設	R5.9.27	身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。	改善済